

## 幼稚園調査票（学校基本調査）

## 新幼保こども園調査票(案)（学校基本調査）

## 【参考】 保育所調査票（社会福祉施設等調査）(\*6)

園長
副園長
教頭
主幹教諭
(養護教諭の普通免許状保有者)
(栄養教諭の普通免許状保有者)
指導教諭
教諭
助教諭
養護教諭
養護助教諭
栄養教諭
講師

園長
副園長
教頭
主幹保育教諭 (*1)
主幹養護教諭
主幹栄養教諭
指導保育教諭 (*1)
保育教諭 (*1)
助保育教諭 (*2)
養護教諭
養護助教諭
栄養教諭
講師 (*1) (*2)

施設長
その他の職員
保育士
栄養士
保育士
保育士
保育士
栄養士
保育士

教諭等
教育補助員

教諭等 (*3) (*5)
保育士 (*4) (*5)
教育・保育補助員

保育士
その他の職員

事務職員
養護職員〔看護師等〕
その他の職員〔用務員・警備員等〕

事務職員
養護職員〔看護師等〕
調理員
その他の職員〔用務員・警備員等〕

事務員
看護師
調理員
その他の職員

\*1 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る）は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。（認定こども園法一部改正法第15条第1項）

\*2 助保育教諭及び講師（助保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る）は、幼稚園の助教諭の臨時免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けた者でなければならない。（同法第15条第4項）

\*3 保育士登録を受けていないため、保育教諭等ではなく、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭の発令を受けた者が該当する。

\*4 幼稚園の教諭の普通免許状（又は助教諭の臨時免許状）を有していないため、保育教諭等ではなく、保育士の発令を受けた者が該当する。

\*5 法施行後5年間は、特例措置により、保育教諭等になることができる。（同法附則第5条）

\*6 現在の保育所調査票で把握する職種について、新幼保こども園調査票の職員に相当すると思われるものを記述している。